



平成 28 年 4 月 14 日

各位

会社名 株式会社 大 和
代表者名 取締役社長 宮 二 朗
(コード番号：8247 東証第二部)
問合せ先 業務本部
経理部長 長 嶋 和 生
(TEL. 076-220-1100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年5月26日開催予定の当社第100期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮出来るようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第 27 条第 1 項)。また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 27 条を変更案第 27 条第 2 項の通り変更するものであります。なお、変更案第 27 条第 1 項の新設および第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができる旨の規定を新設するものであります(変更案第 32 条)。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年5月26日(木)

定款変更の効力発生日 平成28年5月26日(木)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
<p>第 1 条 (商号) (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的) (条文省略)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (公告方法) (条文省略)</p>	<p>第 1 条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (公告方法) (現行どおり)</p>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
<p>第 6 条 (発行可能株式総数) (条文省略)</p> <p>第 7 条 (自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条 (単元株式数) (条文省略)</p> <p>第 9 条 (単元未満株式についての権利) (条文省略)</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条 (単元株式数) (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (単元未満株式についての権利) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (株主名簿管理人) (条文省略)</p>	<p>第9条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p>
<p>第11条 (株式取扱規程) (条文省略)</p>	<p>第10条 (株式取扱規程) (現行どおり)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第12条 (招集) (条文省略)</p>	<p>第11条 (招集) (現行どおり)</p>
<p>第13条 (定時株主総会の基準日) (条文省略)</p>	<p>第12条 (定時株主総会の基準日) (現行どおり)</p>
<p>第14条 (招集権者及び議長) (条文省略)</p>	<p>第13条 (招集者及び議長) (現行どおり)</p>
<p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (条文省略)</p>	<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (現行どおり)</p>
<p>第16条 (決議の方法) (条文省略)</p>	<p>第15条 (決議の方法) (現行どおり)</p>
<p>第17条 (議決権の代理行使) (条文省略)</p>	<p>第16条 (議決権の代理行使) (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第18条 (員数) 当社の取締役は、17名以内とする。 (新 設)</p>	<p>第17条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、17名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第19条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第18条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第19条 (任期) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p>
<p>第21条 (代表取締役及び役付取締役) (条文省略)</p>	<p>第20条 (代表取締役及び役付取締役) (現行どおり)</p>
<p>第22条 (取締役会の招集権者及び議長) (条文省略)</p>	<p>第21条 (取締役会の招集権者及び議長) (現行どおり)</p>
<p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第24条 (取締役会の決議の省略) (条文省略)</p> <p>第25条 (取締役会規程) (条文省略)</p> <p>第26条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (社外取締役との責任限定契約) (新 設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第23条 (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第24条 (取締役会の決議の省略) (現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役会規程) (現行どおり)</p> <p>第26条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (取締役の責任免除) 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	(削 除)
<p>第28条 (員数) <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p>第29条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>第30条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	(削 除)
<p>第31条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>第32条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第33条 (監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第34条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条 (社外監査役との責任限定契約) <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第28条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第29条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人の責任</p>	<p>第6章 会計監査人の責任</p>
<p>第36条 (会計監査人との責任限定契約) (条文省略)</p>	<p>第30条 (会計監査人との責任限定契約) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
<p>第37条 (事業年度) (条文省略)</p>	<p>第31条 (事業年度) (現行どおり)</p>
<p>第38条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第39条 (中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によつて、毎年8月末日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 32 条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第33条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払うことができる。</u> <u>2. 当社は、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払うことができる。</u></p>
<p>第40条 (配当金の除斥期間) (条文省略)</p>	<p>第34条 (配当金の除斥期間) (現行どおり)</p>